

○○○管理規約改正案
新旧対照表

二重線（ ）は変更箇所 は削除箇所

○○○ 管理規約 改正案	○○○ 管理規約 現行
<p>第33条（役員） <u>管理組合に次の役員を置く。</u> (1)理事長 (2)副理事長 (3)会計担当理事 (4)理事(理事長、副理事長、会計担当理事を含む。以下同じ) (5)監事 2. 理事及び監事は、総会で選任する。 但し、欠員が生じたときは、理事会で補充できるものとする。 3. 理事長、副理事長及び会計担当理事は、<u>理事のうちから、理事会で選任する。</u> 4. <u>組合員以外の者から理事又は監事を選任する場合の選任方法については細則で定める。</u></p> <p>第34条（役員の任期） 役員の任期は1年とする。<u>ただし、再任を妨げない。</u> 2. 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。 3. 任期の満了又は辞任によって退任する役員は、後任の役員が就任するまでの間、引き続きその職務を行なう。 4. <u>選任（再任を除く。）の時に組合員であった役員が組合員でなくなった場合には、その役員はその地位を失う。</u></p>	<p>第33条（役員） <u>管理組合に次の役員を置くことができる。</u> (1)理事長 (2)副理事長 (3)会計担当理事 (4)理事(理事長、副理事長、会計担当理事を含む。以下同じ) (5)監事 2. 理事及び監事は、原則として、対象物件に現に居住する組合員のうちから、総会で選任する。但し、欠員が生じたときは、理事会で補充できるものとする。 3. 理事長、副理事長及び会計担当理事は、<u>役員の互選により選任する。</u> (追加)</p> <p>第34条（役員の任期） 役員の任期は、1年間とする。<u>但し、再任をさまたげない。</u> 2. 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。 3. 任期の満了又は辞任によって退任する役員は、後任の役員が就任するまでの間、引き続きその職務を行なう。 4. <u>役員が組合員でなくなった場合においては、その役員はその地位を失う。</u></p>